

水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置について(議案第40号資料)

1 補正予算の目的

水道基本料金を4か月分無償とする臨時的な特別措置を実施する財源として、一般会計から水道事業会計物価高騰対応夏期特別臨時補助金を繰り入れることに伴う補正。

2 対象水道栓数 (令和8年3月現在)

口径(mm)	水道栓数 (個)	割合	
13	16,666	17.99%	99.02%
20	70,262	75.83%	
25	4,822	5.20%	
30~100	910	0.98%	
計	92,660	100.00%	

3 対象料金 : 4か月・税抜き

口径 (mm)	基本料金 (1か月分/税抜き、円)	対象金額 (4か月分/税抜き、円)
13	842	1,684円(2か月分) × 2回検針分 = <b>3,368 円</b>
20	1,123	2,246円(2か月分) × 2回検針分 = <b>4,492 円</b>
25	1,416	2,832円(2か月分) × 2回検針分 = <b>5,664 円</b>

4 対象期間 : 令和8年6月1日以降の検針分から適用を開始する。

検針月	地区	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
偶数月	吉祥寺東町、吉祥寺南町、御殿山、吉祥寺本町、吉祥寺北町、中町		検針		検針	対象外
奇数月	西久保、緑町、八幡町、関前、境、境南町、桜堤	対象外		検針		検針

【参考】 令和7年度水道基本料金無償化相当分 (令和7年7月~10月実績)

区分	実績 (税込み、円)
令和7年7月	99,790,168
令和7年8月	114,349,558
令和7年9月	99,817,831
令和7年10月	114,530,229
計	<b>428,487,786</b>